

吉見町一般廃棄物処理基本計画

第1次計画 改訂版

平成30(2018)年3月 策定

令和5(2023)年3月 改訂

吉 見 町

目次

第1章 一般廃棄物処理基本計画策定の趣旨

1-1 計画策定及び改定の趣旨	1
1-2 計画の位置づけ	2
1-3 対象地域	2
1-4 計画期間	2

第2章 吉見町の概況

2-1 位置と地勢	3
2-2 関係市町の動向	4
2-3 気候的特性	4
2-4 人口と世帯数	4
2-5 農業	5
2-6 商業	6
2-7 工業	7
2-8 土地利用状況	7

第3章 一般廃棄物処理行政

3-1 組織	8
3-2 財政	8
3-3 関係法令等	9

第4章 ごみ処理の現状

4-1 処理対象	10
4-2 ごみ処理体制	11
4-3 収集・運搬	12
4-4 中間処理	13

第5章 ごみ処理行政における課題

5-1 目標の達成状況	15
5-2 ごみ処理の課題	15

第6章 一般廃棄物（ごみ）の推計

6-1 将来人口	17
6-2 ごみ排出量の将来予測	18
6-3 目標の設定	19

第7章 目標値の達成に向けた取組

7-1 ごみ減量・4Rへの取組	20
7-2 収集運搬に関する取組	21
7-3 中間処理・最終処分に関する取組	22
7-4 その他の取組	22

第1章 一般廃棄物処理基本計画策定の趣旨

1-1 計画策定及び改定の趣旨

今日、環境保全は、人類の生存基盤に関わる極めて重要な課題となっています。現代生活を支えている経済社会活動は、我々に物質的豊かさや利便性をもたらしてくれる反面、環境保全と健全な物質循環を阻害する側面を有しています。また、温室効果ガスの排出による地球温暖化問題、大規模な資源採取による天然資源の枯渇の懸念や自然破壊など、様々な環境問題にも密接に関係しています。

こうした経済社会状況を背景として、国においては、2018(平成30)年6月に「第四次循環型社会形成推進基本計画」及び「廃棄物処理施設整備計画」を閣議決定しました。さらに、2022(令和4)年4月からは「プラスチック資源循環促進法」も施行されています。

このほか2015(平成27)年に国連で採択された「持続可能な開発目標(SDGs)」は急速に浸透し、国内でも食品ロスや海洋プラスチック問題等への取組を加速させるようになりました。2020(令和2)年には2050年カーボンニュートラルを目指すことが宣言され、今後は脱炭素社会への転換が期待されています。

埼玉県(以下「県」という。)においては、令和3年3月に「第9次埼玉県廃棄物処理基本計画(埼玉県食品ロス削減推進計画)」を策定し、「廃棄物の適正処理と資源の循環利用の推進」「災害廃棄物の円滑かつ迅速な処理」「少子高齢化や人口減少においても持続可能な廃棄物処理体制の維持」などを重点施策とした取組を推進しています。

吉見町(以下「町」という。)では、2018(平成30)年3月に2032(令和14)年度を目標年度とする「吉見町一般廃棄物処理基本計画(第1次)」(以下「第一次計画」という。)を、同じく2018(平成30)年3月に「吉見町災害廃棄物処理計画」を策定し、廃棄物処理事業に取り組んできました。

しかし、世界的な脱炭素社会の実現に向けた動きなど、廃棄物を取り巻く環境に大きな変化が見られること、また、燃やせるごみ及び粗大ごみの中間処理と最終処分に関して、本町、鴻巣市、北本市から構成される埼玉中部環境保全組合(以下「組合」という。)が担っている施設の老朽化が進んでいることから、組合による新たなごみ処理施設の整備に向けた協議が進んでいます。

これらを踏まえつつ、第一次計画の策定から5年が経過していることから、「吉見町一般廃棄物処理基本計画(第1次計画・改訂版)」(以下「本計画」という。)を策定することとします。

なお、「吉見町一般廃棄物処理基本計画(第1次計画)」の一部たる「吉見町生活排水処理基本計画」については、上位計画の変更に伴い2020(令和2)年3月に全面改訂したことから、今回の改訂からは除外することとします。

1-2 計画の位置づけ

一般廃棄物処理基本計画は「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」(以下「廃棄物処理法」という。)第6条第1項に基づき市町村が定める計画です。

本町の一般廃棄物の処理に関する最上位計画とし、「吉見町総合振興計画」や「吉見町環境基本計画」における一般廃棄物の発生抑制、再使用、再資源化そして適正処理に関する事項についての施策を具体化し、総合的かつ計画的に推進するためのものです。

1-3 対象地域

本計画の対象地域は、吉見町全域とします。

1-4 計画期間

本計画は、2018(平成30)年度の計画策定から5年後の2022(令和4)年度に見直しを行ったものです。本計画は概ね5年ごとに改訂するほか、計画の前提となる諸条件に大きな変動があった場合にも見直しを行います。

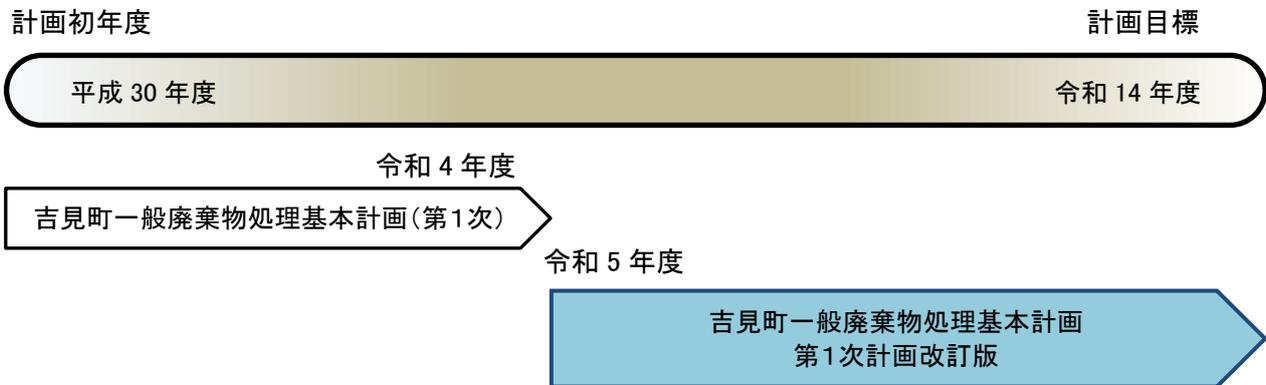


図 1-1 計画期間

2-2 関係市町の動向

町の廃棄物行政のうち、可燃ごみ及び粗大ごみの中間処理と最終処分については、組合が主体となって処理を行っています。また、各種収集運搬と資源物、不燃ごみ等の中間処理及び最終処分について業者に委託し処理しています。

また、

2-3 気候的特性

町は、埼玉県のほぼ中央に位置する地理的要因のため、内陸的な気候特性が顕著です。夏季は降雨量が比較的多いものの、冬季には非常に減少する傾向にあります。

また、夏季は日中の最高気温及び湿度が高く蒸し暑いですが、冬季には関東地方特有の北西の季節風が吹き、夜から朝にかけての冷え込みが厳しくなります。

近年、特に平均気温の上昇傾向が見られ、地球温暖化の影響によるものと考えられます。

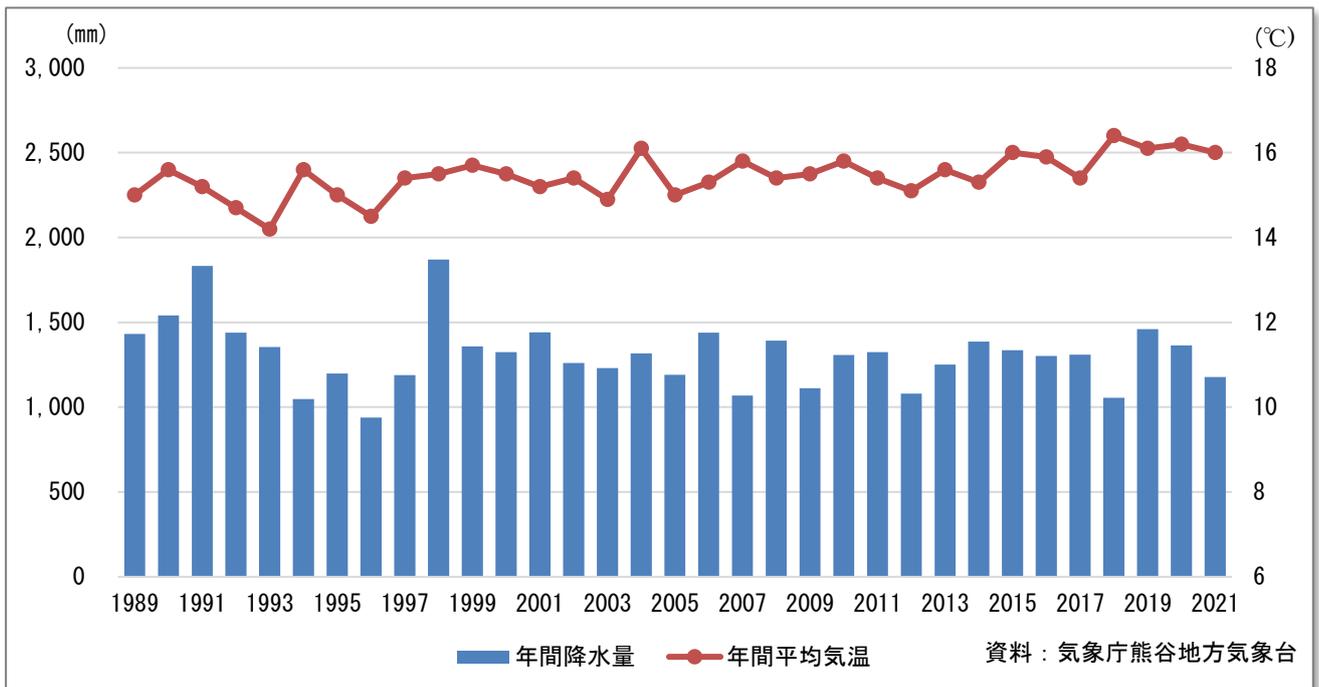


図 2-2 年間降水量と年間平均気温の推移

2-4 人口と世帯数

町の人口は、平成10年代までは増加傾向が続いたが、近年は減少傾向にあります。今後、町の人口は同様に減少・少子高齢化が進行していきます。

世帯数は増加傾向となっており、核家族化や単身世帯の増加が主な要因と考えられます。

表 2-1 町の人口・世帯数の推移

	人口（人）	世帯数（世帯）	男（人）	女（人）	人口増減（人）
2012(平成24)年	21,082	7,540	10,561	10,521	-255
2013(平成25)年	20,794	7,560	10,409	10,385	-288
2014(平成26)年	20,492	7,599	10,287	10,205	-302
2015(平成27)年	20,103	7,620	10,086	10,017	-389
2016(平成28)年	19,815	7,680	9,934	9,881	-288
2017(平成29)年	19,498	7,704	9,778	9,720	-317
2018(平成30)年	19,195	7,696	9,613	9,582	-303
2019(令和元)年	18,991	7,771	9,540	9,451	-204
2020(令和2)年	18,693	7,803	9,407	9,286	-298
2021(令和3)年	18,447	7,840	9,311	9,136	-246
2022(令和4)年	18,213	7,884	9,204	9,009	-234

各年10月1日現在

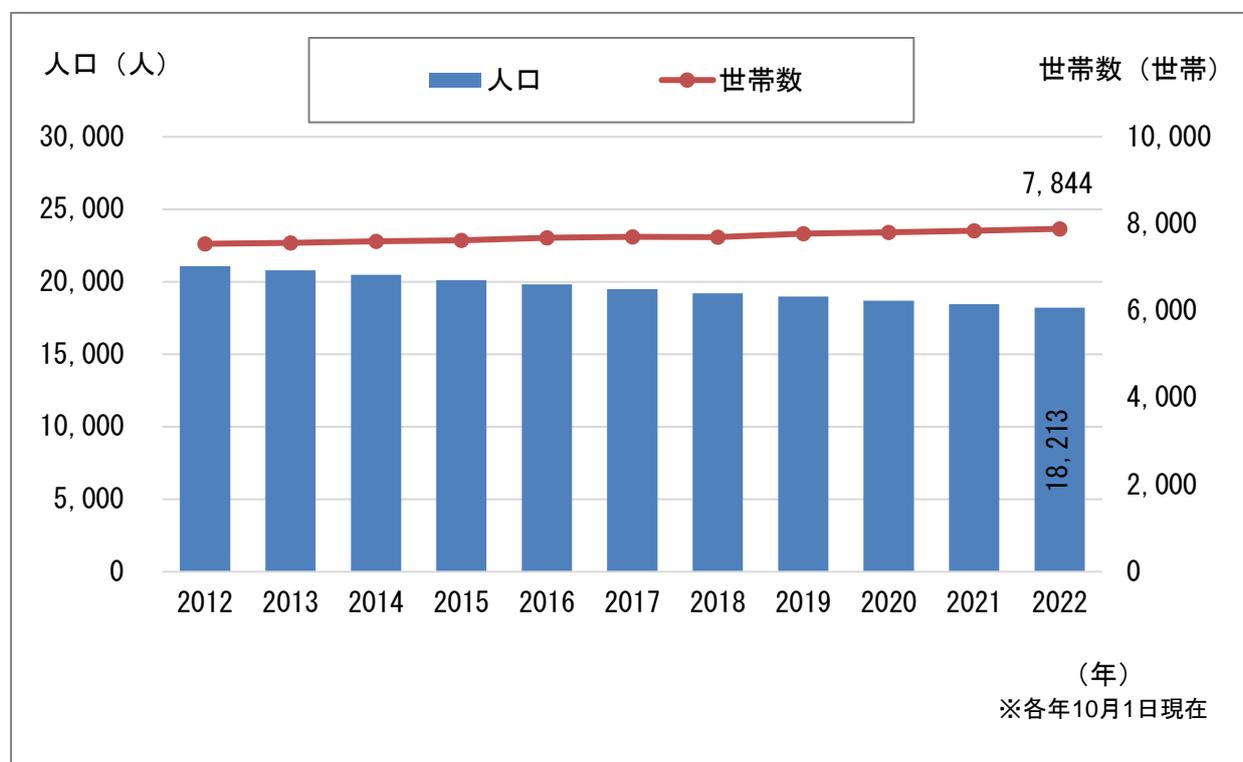


図 2-3 町の人口・世帯数の推移

2-5 農業

町の農業は、水稻や吉見いちごなど盛んですが、近年の農家数は減少傾向にあります。専業農家は、2015(平成27)年までは微増傾向でしたが、2020(令和2)年には減少に転じています。

表 2-2 町の農家数の推移

	総数	販売農家(専業)	販売農家(兼業)	自給的農家
2005(平成17)年	1,301	138	749	414
2010(平成22)年	1,185	167	604	414
2015(平成27)年	1,113	171	471	471
2020(令和2)年	888	116	351	421

資料：農林業センサス

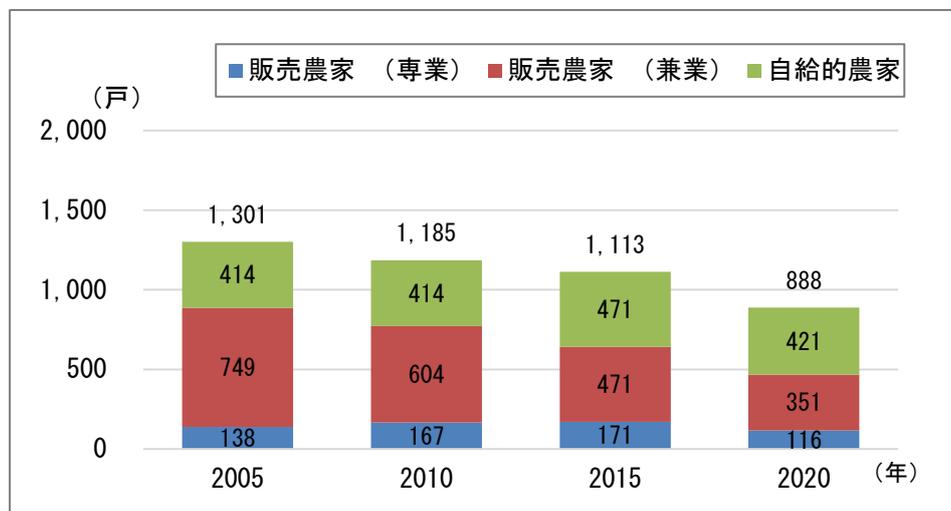


図 2-4 町の農家数の推移

2-6 商業

町の商業は、小売店の大部分が小規模店であること、まとまった商店街を特に形成していないこと等から、状況的には厳しいものがあります。

2007(平成19)年までは、微減傾向で、2014(平成26)年には、商店数・従業者数ともに大幅に減少していますが、2016(平成28)年に、従業者数は大幅に増加しています。

表 2-3 町の商店数・従業員の推移

	商店数	従業者数(人)
1999(平成11)年	147	789
2002(平成14)年	137	853
2004(平成16)年	135	811
2007(平成19)年	132	812
2014(平成26)年	96	474
2016(平成28)年	103	1,720

資料：商業統計調査

2-7 工業

町では、長谷工業団地や城南産業団地の整備造成によって、新たな企業誘致等が順調に進んできました。事業所数は、緩やかな減少傾向を示し、従業員数は3,000人前後で推移しています。

表 2-4 町の事業所数・従業員の推移

	事業所数	従業員数(人)
1999(平成 11)年	74	3,460
2004(平成 16)年	72	3,422
2009(平成 21)年	63	3,081
2014(平成 26)年	55	2,885
2019(令和元)年	49	2,939

資料：工業統計調査

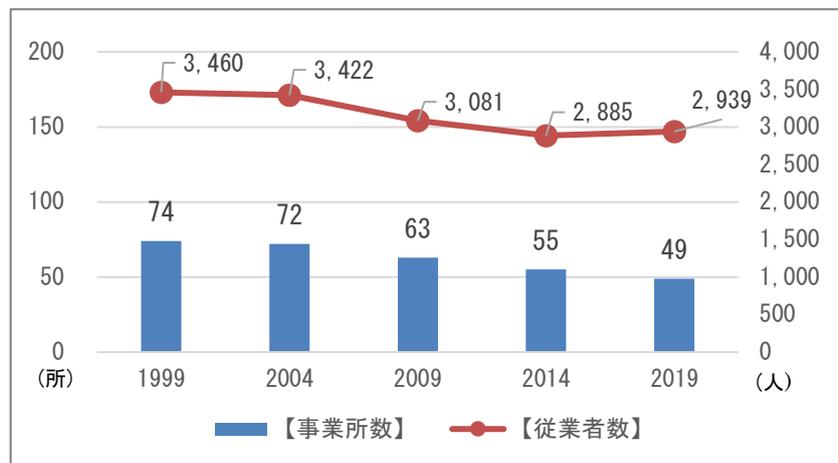


図 2-5 町の事業所数・従業員数の推移

2-8 土地利用状況

町の土地利用は、田畑で46.1%と約半分を占めています。

表 2-5 町の土地利用状況

	田	畑	宅地	池沼	山林	原野	雑種地	その他	合計
面積 (km ²)	9.34	8.46	4.76	0.05	1.85	0.55	1.41	12.22	38.64
割合	24.2	21.9	12.3	0.1	4.8	1.4	3.7	31.6	100.0

資料：税務会計課固定資産税概要調書

2018(平成 30)年 1月 1日現在

第3章 一般廃棄物処理行政

3-1 組織

町のごみ処理行政は、環境課の廃棄物対策係によって執務されています。

3-2 ごみ処理経費

ごみ処理の経費について、表3-1に示します。

表3-1 町のごみ処理経費

項目	2016 (平成28)年度	2017 (平成29)年度	2018 (平成30)年度	2019 (令和元)年度	2020 (令和2)年度	2021 (令和3)年度
ごみ処理経費 (千円)	161,448	174,440	171,336	150,656	148,353	145,497
収集運搬費 (千円)	42,574	42,574	42,574	41,485	41,866	41,866
組合負担金 (千円)	69,098	80,257	77,594	57,445	51,168	50,448
民間処分委託費 (千円)	47,753	49,521	49,061	49,485	53,278	50,895
その他 (千円)	2,023	2,088	2,107	2,241	2,041	2,288
処理人口 (人)	19,815	19,498	19,195	18,911	18,693	18,447
一人当たりの経費 (円)	8,148	8,947	8,926	7,933	7,936	7,887

資料：一般廃棄物実態調査

3-3 関係法令等

本計画は、「環境基本法」、「循環型社会形成推進基本法」、「廃棄物の処理予備清掃に関する法律」などに準拠し、国及び県の計画、環境省の「ごみ処理基本計画策定指針」を踏まえ、町の「吉見町総合振興計画」、「吉見町環境基本計画」などと整合性を図った内容としています。

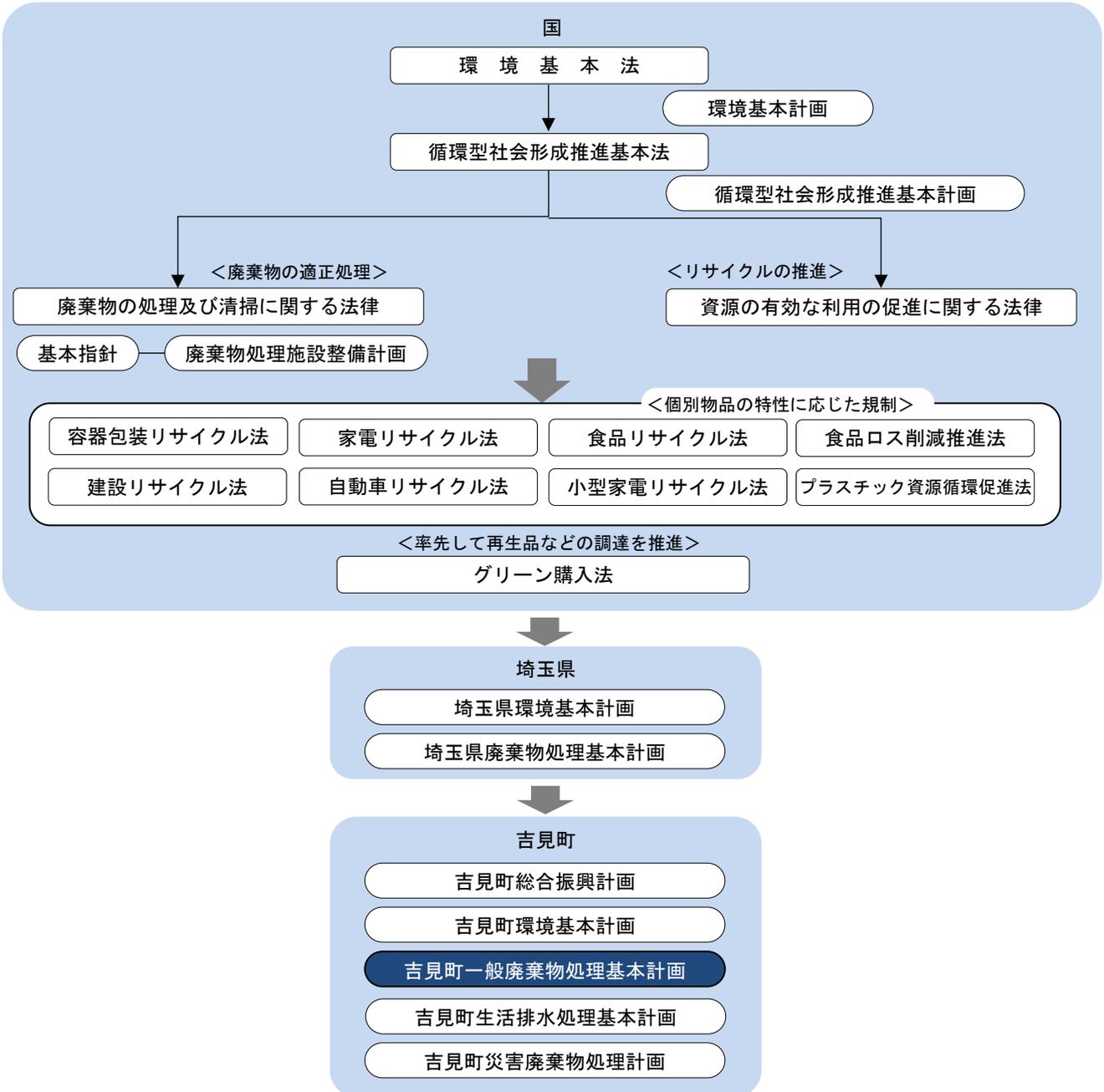


図 3-1 関係法令や本計画等との関係

第4章 ごみ処理の現状

4-1 処理対象

1 計画処理区域及び計画収集人口

ごみ処理区域は、町全域であり、行政区域内の人口を計画収集人口としています。

表 4-1 計画収集人口の推移

	計画収集人口(人)
2012(平成 24)年度	21,082
2013(平成 25)年度	20,794
2014(平成 26)年度	20,492
2015(平成 27)年度	20,103
2016(平成 28)年度	19,815
2017(平成 29)年度	19,498
2018(平成 30)年度	19,195
2019(令和元)年度	18,991
2020(令和 2)年度	18,693
2021(令和 3)年度	18,447
2022(令和 4)年度	18,213

各年度、10月1日現在人口

2 分別区分と排出形態

町の収集対象ごみ等の分別内容及び排出形態を、表 4-2 に示します。

表 4-2 収集対象ごみ等の排出形態

分別区分	内容	収集回数	収集方法	収集方式
もやせるごみ	生ごみ、紙くず、草・小枝等	週 2 回	指定袋	集積所方式
プラスチック製容器包装(資源)類	食品用トレイ、発砲スチロール	週 1 回	指定袋	集積所方式
	容器包装プラスチック類			
もやせないごみ	製品プラスチック等	週 1 回	指定袋 透明・半透明袋	集積所方式
	スプレー缶、鍋、せともの等			
資源物	ビン・カン類	月 2 回	回収コンテナ	集積所方式
	紙・布類	月 2 回	紐で束ねる	集積所方式
紙パック	牛乳パック、酒パック等	月 2 回	紐で束ねる	集積所方式
ペットボトル	ペットボトル	月 2 回	回収ネット	集積所方式
粗大ごみ	家具、ふとん、じゅうたん、自転車等	月 2 回(申込制) 随時	—	自宅回収(有料) 自己搬入(有料)
使用済小型家電	扇風機、掃除機、パソコン等	月 2 回(申込制) 随時	—	自宅回収(有料) 自己搬入(無料)
有害ごみ	乾電池、蛍光管、水銀柱	月 2 回	回収コンテナ	集積所方式

4-2 ごみ処理体制

町のごみ処理体系を図4-1に示します。

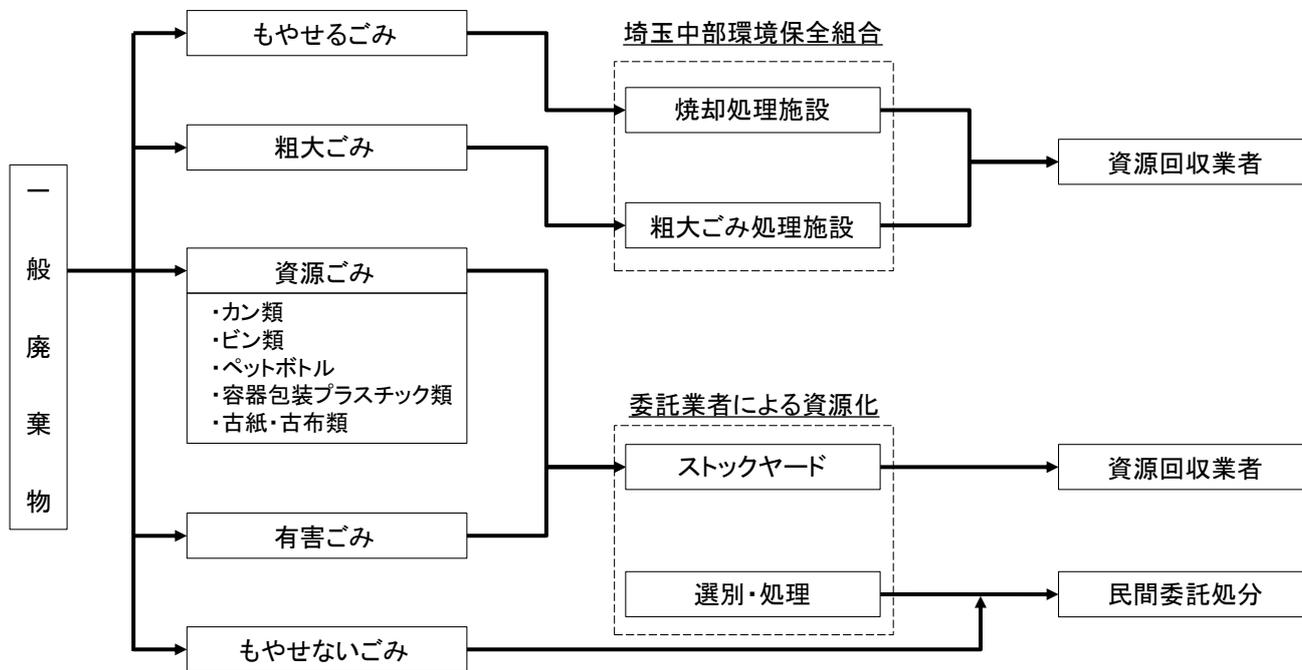


図4-1 収集ごみ処理体系

4-3 収集・運搬

1 収集地区区分

町の収集頻度及び収集地区区分を表4-3に示します。

表4-3 吉見町におけるごみ収集日

地区名	もやせるごみ	もやせないごみ・ 容器包装(資源)	資源ごみ・ 有害ごみ	ペットボトル
東一区 大和田・上銀谷・古名・下銀谷・万光寺・丸貫・丸貫台・柿ノ木台・北下砂・成城台・新道・東野1丁目~6丁目	火・金	水	第1月 第3月	第1水 第3水
東二区 荒子上・荒子下・飯島新田・江和井・久保田新田・高尾新田・蓮沼新田・大串台山・古名新田・蚊斗谷・ニュータウン江和井	月・木	水	第1月 第3月	第1水 第3水
西一区 八反田・根古屋・流川・江口・久米田・和名・御所・南吉見・学校前・日向山・湖畔・みどりヶ丘	月・木	水	第1月 第3月	第1水 第3水
西二区 観音・黒岩・山ノ下・田甲・長谷・前山・ひばりヶ丘・たつみ平・さくら台・新吉見・天王山・六ノ谷・松ノ平・御所団地	月・木	水	第2月 第4月	第2水 第4水
北区 中新井・今泉・地頭方・一ツ木・上砂・中曽根・本沢・小新井・上細谷・松崎・明秋	火・金	水	第1月 第3月	第1水 第3水
南区 下細谷上・下細谷下・久保田賀美・久保田中・久保田志久・江綱上・江綱下・前河内東・前河内西・大串上西・大串登戸・大串宿・大串毘沙門・吉見ヶ丘	火・金	水	第2月 第4月	第2水 第4水
町管理集積所(11箇所)	週1回 木もしくは金	月1回 最終水	地区区分に準ずる ※学校は除く	

2 収集運搬形態及び収集車両

町のごみ収集運搬形態は委託収集方式を採用しています。令和 3 年度末における収集車両台数を表 4-4 に示します。

表 4-4 収集車両台数

	2 トン車	4 トン車
A 社	1 台	2 台
B 社	—	4 台
C 社	8 台	5 台

3 収集方法

町における収集方式は、集積所方式が採用されており、町全域では 182 集積所(町管理集積所を含む)を数えます。

また、町では平成 6 年 4 月 1 日より「吉見町ごみ集積所設置費補助金交付要綱」を施行しており、新規または改修する集積所にかかる金額の一部を負担しています。

4-4 中間処理

1 焼却処理施設

組合における焼却施設の概要を表4-5に示します。また、図4-2に焼却処理施設の処理フローを示します。

表 4-5 埼玉中部環境保全組合における焼却施設の概要

施設名称	埼玉中部環境保全組合 埼玉中部環境センター（焼却施設）		
所在地	吉見町大字大串 2808 番地		
敷地面積	14,696.59 m ²		
着工	昭和 56 年 8 月 28 日	竣工	昭和 59 年 3 月 30 日
設計施工	三菱重工業株式会社		
炉形式	全連続燃焼式機械炉		
処理能力	240t/24 時間（80t/24 時間×3 炉）		
ごみピット容量	2,400 m ³		
ごみ投入クレーン	天井走行クレーン（バケット：3.5 m ³ ）		
煙突	外筒：鉄筋コンクリート製角型（56m） 内筒：鋼板製（3 本） 地地上高 59m		
排ガス処理設備	ろ過式集塵装置 消石灰・活性炭・助剤吹き込み式		
トラックスケール	振り子カム式（最大秤量：20t）		

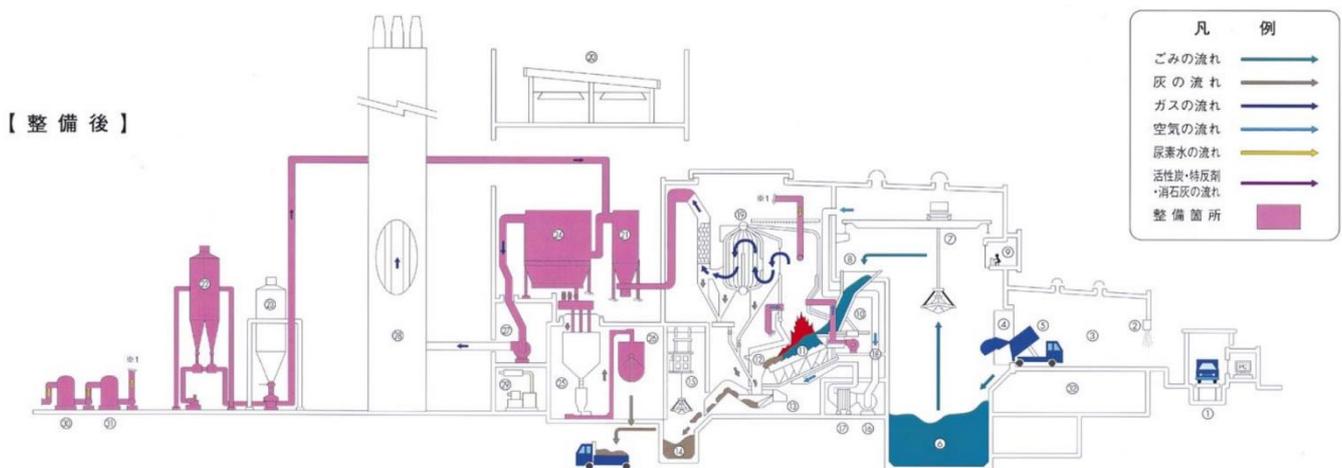


図 4-2 焼却処理施設の処理フロー

2 粗大ごみ処理施設

中部環境における粗大ごみ処理施設の概要を表4-6に示します。また、図4-3に粗大ごみ処理施設の処理フローを示します。

表 4-6 埼玉中部環境保全組合における粗大ごみ処理施設の概要

施設名称	埼玉中部環境保全組合 埼玉中部環境センター（粗大ごみ処理施設）		
所在地	吉見町大字大串 2808 番地		
敷地面積	14,696.59 m ² のうち 1,300 m ²		
着工	昭和 56 年 8 月 8 日	竣工	昭和 59 年 9 月 29 日
設計施工	三菱重工株式会社		
破碎圧縮施設	破碎機 三菱-ハンマミルズシュレツダ 4 4 0 6 型		
選別施設	磁選機 振動スクリーン アルミ選別機	電磁クロスベルト式 バランス式トラフ型 三菱スライディングシュート型	
集塵設備	パグフィルター式		

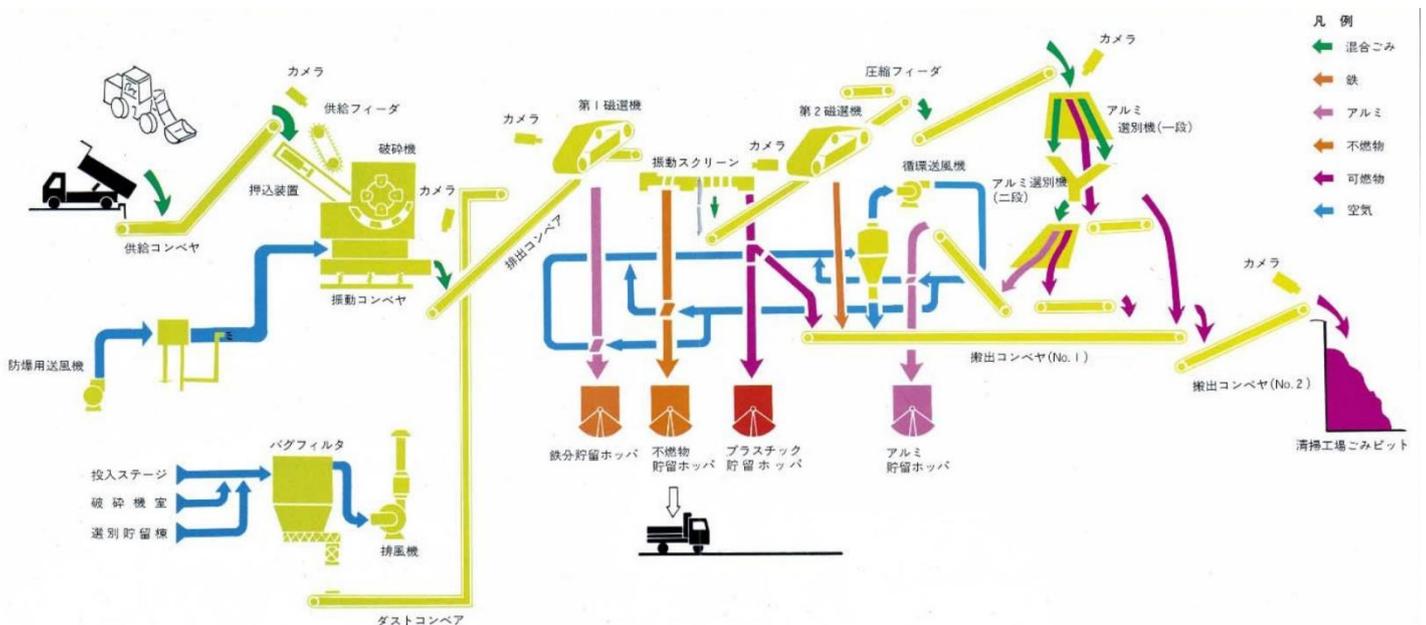


図 4-3 粗大ごみ処理施設の処理フロー

第5章 ごみ処理行政における課題

5-1 目標の達成状況

2021(令和3)年度時点において、第一次計画の目標値と比較すると、新型コロナウイルス感染症による生活ごみ増加等の影響もあり、各項目とも達成できる水準ではありません。

表 5-1 目標値との比較

		2016(平成28)年度 実績値	2021(令和3)年度 実績値	2022(令和4)年度 目標値	2032(令和14)年度 目標値
ごみ総排出量	(t)	5,431	5,526	4,911	4,456
家庭系ごみ原単位 (資源物を除く)	(g/人・日)	467	529	435	419
事業系ごみ量	(t)	898	921	709	615

5-2 ごみ処理の課題

1 一般廃棄物排出状況

人口は減少傾向で推移しているが、新型コロナウイルス感染症の影響を受け、生活ごみは増加しています。特に、2020(令和2)年度の粗大ごみ、もやせないごみの増加が顕著となっています。

一方、事業系ごみは2019(令和元)年度で増加しましたが、年間1,000トン前後で推移しています。

表 5-2 町のごみ排出状況

		2016 (平成28)年度	2017 (平成29)年度	2018 (平成30)年度	2019 (令和元)年度	2020 (令和2)年度	2021 (令和3)年度	
人口	(人)	19,815	19,498	19,195	18,991	18,693	18,447	
年間日数	(日)	365	365	365	366	365	365	
家庭系	(t/年)	4,249	4,163	4,203	4,404	4,554	4,458	
	もやせるごみ	(t/年)	2,821	2,761	2,748	2,868	2,928	2,859
	もやせないごみ	(t/年)	436	419	423	435	471	460
	資源物	(t/年)	868	857	889	926	923	899
	粗大ごみ	(t/年)	116	119	136	168	224	233
	その他	(t/年)	8	7	7	7	8	7
事業系	(t/年)	898	981	986	1,155	997	923	
	もやせるごみ	(t/年)	886	967	959	1,122	976	897
	粗大ごみ	(t/年)	12	14	27	33	21	26
資源回収	(t/年)	284	253	242	224	105	145	
ごみ総排出量	(t/年)	5,431	5,397	5,431	5,783	5,656	5,526	
	(g/人 日)	751	759	775	832	829	821	

資料：一般廃棄物実態調査ほか

2 分別排出の徹底

町のごみの総排出量は、人口減少にもかかわらず増加傾向で推移しています。また、資源化率も減少傾向となっています。

地域コミュニティ・ライフスタイルの変化に伴い、ごみ集積所にきちんと分別せずに排出されているケースが多く見受けられます。

ごみの分別の徹底によるリサイクル率の向上、ごみの減量化が求められます。

3 高齢化社会への対応

高齢社会に伴う高齢者単身世帯の増加等により徒歩等自力での分別や排出が困難な世帯への対応とともに、利便性を高めるための新たなごみ集積所の設置に関しては、今後の人口減少を見据えた対応が必要となります。

4 新たな施設の建設

可燃ごみ及び粗大ごみの中間処理を行っている埼玉中部環境センターは施設の老朽化が懸念されています。安定した処理を継続して行うために適正な維持管理を実施していく必要があります。

また、新たなごみ処理施設の整備に向けて、組合に建設推進課が設置され協議が進められています。

第6章 一般廃棄物(ごみ)の推計

6-1 将来人口

町の将来人口の予測を表6-1に示します。

表 6-1 町の将来人口予測

	2010 (平成22)年	2015 (平成27)年	2020 (令和2)年	2025 (令和7)年	2030 (令和12)年	2035 (令和17)年	2040 (令和22)年
人口(住基人口)	21,612	20,103	18,693	—	—	—	—
2010年予測	21,079	19,887	18,715	17,438	16,110	14,715	13,247
2015年予測	21,079	19,631	18,117	16,606	15,101	13,557	11,961

※住基人口 10月1日現在
資料：第6次吉見町総合振興計画

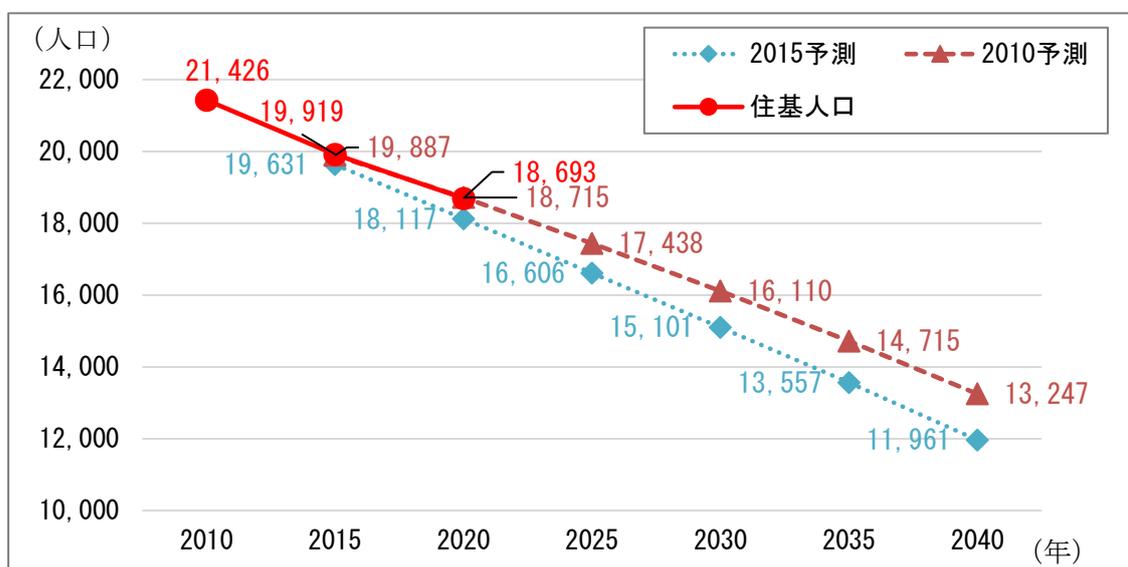


図 6-1 将来人口の予測

町の将来人口は、今後も減少していくことが予想されますが、第6次吉見町総合振興計画では、社人研^{*}による人口推移予測を使用しています。住民基本台帳では、「2010 予測」に近い値で推移していることから、この将来人口を用いてごみ量の推計を行うこととします。

表 6-2 町の将来人口

年度	計画収集人口(人)
2020(令和2)年	18,693
2025(令和7)年	17,438
2030(令和12)年	16,110
2035(令和17)年	14,715
2040(令和22)年	13,247

※社人研：国立社会保障・人口問題研究所の略称。

6-2 ごみ排出量の将来予測

2019(令和元)年度から新型コロナウイルス感染症の影響で、ごみ排出量が急激に増加していることから、将来予測にあたり、この期間の傾向は加味せず、2018(平成 30)年度以前の推移を基に将来を予測しました。

家庭系ごみの排出量は若干の減少するものの、事業系ごみが増加し、ごみ総排出量はほぼ横ばいと予測されます。

表 6-3 町のごみ排出量予測

年度	ごみ総排出量 (t)	うち家庭系ごみ排出量 (t)
2022(令和 4)年度	5,439	4,203
2023(令和 5)年度	5,428	4,171
2024(令和 6)年度	5,419	4,140
2025(令和 7)年度	5,412	4,109
2026(令和 8)年度	5,407	4,078
2027(令和 9)年度	5,404	4,048
2028(令和 10)年度	5,403	4,017
2029(令和 11)年度	5,404	3,987
2030(令和 12)年度	5,407	3,957
2031(令和 13)年度	5,412	3,928
2032(令和 14)年度	5,419	3,898

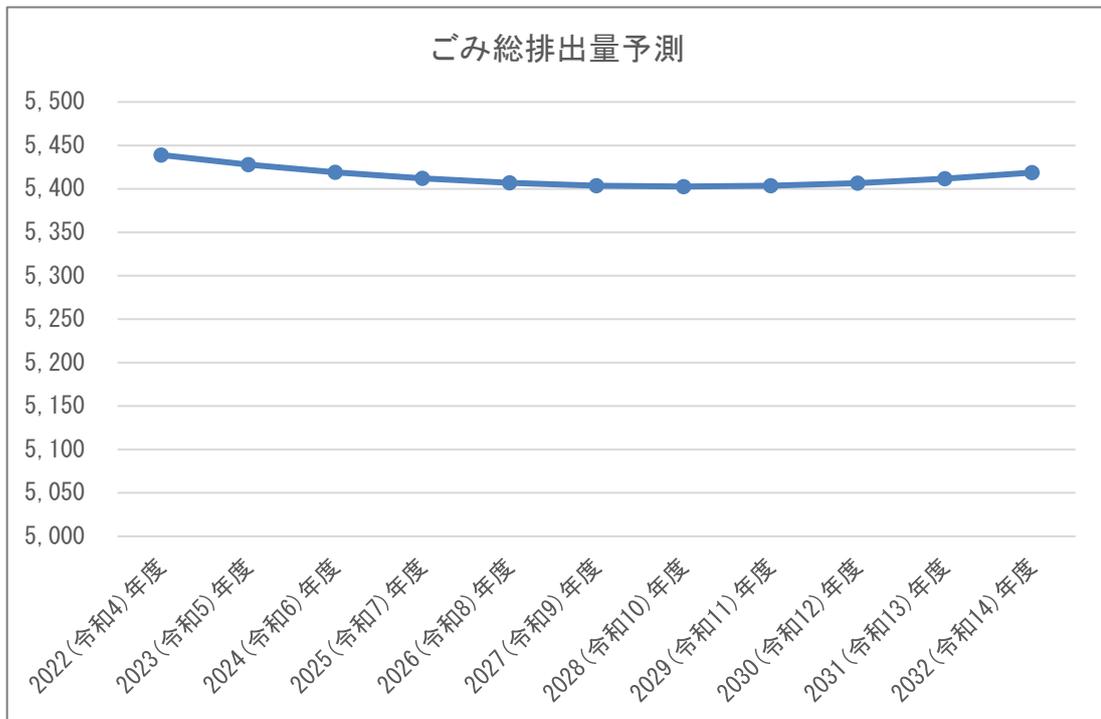


図 6-2 町のごみ排出量予測

6-3 目標の設定

計画収集人口の推移、新型コロナウイルス感染症の影響等によるライフスタイルの変化、県の減量目標を参考に、2050年カーボンニュートラルの推進、循環型社会の形成への取組を見据え、以下の減量目標値を設定します。

表 6-4 本計画における目標値

		2016(平成 28)年度 実績値	2021(令和 3)年度 基準年度	2032(令和 14)年度 目標年度
家庭系ごみ量	(t/年)	4,249	4,458	3,434
事業系ごみ量	(t/年)	898	923	839
ごみ総排出量	(t/年)	5,431	5,526	4,423
	(g/人 日)	751	821	750

第7章 目標値の達成に向けた取組

ごみ処理に関わる目標値達成のために必要な取組みを整理します。

7-1 ごみ減量・4Rへの取組

町では行政、町民、事業者の三者が協働で4R（リデュース：ごみになるものを減らす、リフューズ：ごみになるものを断る、リユース：使いたい人に使ってもらう、リサイクル：新たな資源として再利用する）の推進に取り組めます。

1 ごみの減量化

行政

- (1) 町民に正しいごみの出し方、分別方法、ごみ減量の手法などを伝えるため、ごみ分別アプリの導入など周知方法を検討します。
- (2) 食品ロスを削減するため、食品の計画的な購入と消費について普及啓発を行います。
- (3) マイバッグ・マイボトル・マイ箸等の促進により、レジ袋・ワンウェイプラスチック等の削減を推進します。
- (4) DXの導入、業務改善により、ペーパーレス化を推進します。

町民

- (1) ごみ出しや分別のルールを遵守し、適正処理に努めます。
- (2) 生ごみの水切りを徹底し、生ごみの減量化に努めます。
- (3) 食品ロスを削減するため、以下の取組に努めます。
 - ① 食品の計画的な購入と消費に努めます。
 - ② フードドライブに協力します。
 - ③ 宴会では「食べきりタイム」を実践し、食べ残しが少なくなるよう努めます。
- (4) 日常生活において以下の取組を行い、ごみの発生抑制に努めます。
 - ① 詰め替え商品を選びます。
 - ② レジ袋やスプーンなど、不用なものは断ります。
 - ③ マイ箸やマイボトルを持参します。

事業者

- (1) 生産工程や流通過程において発生する廃棄物の抑制に取り組めます。
- (2) できるだけごみが出ない製品の開発に取り組めます。
- (3) 飲食店などは、食品ロスをできるだけ出さないよう、適度な分量による提供を心がけます。

2 資源循環

行政

- (1) ボトル to ボトル事業の推進など資源化に取り組みます。
- (2) 集団資源回収や雑紙の資源化など、4 Rの普及啓発に努めます。
- (3) 町の事務事業における再生利用品の活用と雑紙類等の資源化に努めます。

町民

- (1) ごみや資源の分別を徹底するとともに、資源を出す際のルールやマナーを遵守します。
- (2) ボトル to ボトル事業を理解し、リサイクルボックスにペットボトルを捨てる際も適正に排出します。
- (3) 生ごみ処理器を利用した堆肥化への取組を行います。
- (4) 集団資源回収や店頭回収を利用し、ごみの資源化の推進に努めます。
- (5) リサイクルショップやリサイクルマーケットなどを利用し、不用品や再生品の利用拡大に努めます。

事業者

- (1) 関係法令に基づく、適正な廃棄物処理を行います。
- (2) 食品関連業者は、食品ロスの削減やリサイクルに取り組みます。
- (3) 再生品や再生資材を利活用し、循環型社会の構築に貢献します。
- (4) 再資源化しやすい製品の開発に取り組みます。

7-2 収集運搬に関する取組

1 適正な収集運搬体制の確保

法改正等に対応した、分別区分の変更、資源化対象物の拡大など、それらへの対応を円滑に行うため排出方法、収集頻度を検討し、町民の協力が得られる効率的な収集・運搬体制を確立していきます。

2 排出マナーの向上

排出方法の一部不徹底により、生活環境の悪化、ごみ減量・資源化を推進する上で障害になっていることから広報やホームページ等のメディアを使った啓発をはじめ行政区や収集業者との連携を図り、地域での啓発活動を推進します。

3 環境負荷の低減

収集運搬車両の走行による環境負荷を低減するため、委託業者及び許可業者における低公害車の導入促進やエコドライブの徹底を図るとともに、効率的な収集ルートによりエネルギー消費の削減に努めます。

4 ごみ集積所の管理・整備

ごみ集積所のごみ出しルールの周知や散乱防止、回収後の清掃などは、利用者相互の管理を促進します。

地域コミュニティの変化やライフスタイルの転換により、ごみ集積所の管理・整備に関する要望が増えていることから、それぞれの相談に対して、適切な対応に努めます。

なお、新たなごみ集積所の設置については、設置基準の遵守とともに、補助を継続します。

5 ごみ排出困難者への対応

1人暮らしの高齢者等のごみ出しが困難な人への収集のあり方について検討するとともに、福祉担当との連携を強化します。

7-3 中間処理・最終処分に関する取組

もやせるごみ及び粗大ごみの中間処理及び最終処分については、中部環境が管轄しているため、日常から適切な情報共有を図るとともに、新たなごみ処理施設の整備については、町民への情報発信など、スムーズな移行に向けて協力していきます。

また、その他のごみについても、適正な中間処理等によるリサイクル率向上に向けて、処理事業者と連携を図ります。

7-4 その他の取組

1 意識啓発

広報紙やホームページ、アプリなど、誰もが分かりやすく、取得しやすい情報の提供に努めます。また、GK作戦の展開、イベント開催やポスター掲示など、あらゆる機会を通じた啓発活動を推進します。

2 環境学習の推進

将来を担う子どもたちへの啓発活動を推進するため、出張出前講座やごみ処理施設を活用した環境学習の機会を拡充します。

3 環境美化活動の推進

ごみゼロ運動を今後も継続し、身近な道路や地域の美化への意識の高揚を図ります。また、関係各課、機関と連携し、環境美化につながる活動の充実を図ります。

4 不法投棄対策の推進

ポイ捨て、不法投棄を防止するため、町職員だけでなく、県、警察との協力、地域住民など

による監視を行い、状況に応じ撤去を行います。

不法投棄禁止看板の設置など防止対策を講じるとともに、花を植えるなど不法投棄されにくい環境づくりを進めます。

5 災害時の廃棄物への対応

『吉見町防災計画』に加え、平成30年3月に策定した『吉見町災害廃棄物処理計画』に基づき、近隣自治体及び民間団体などと定期的に連絡・調整し、災害廃棄物処理に対する協力体制を構築していきます。

また、災害時においてもごみ処理が滞らないよう、収集運搬・処理事業者と協定を締結します。